



四国税理士会報

第445号
2023.3.10

●発行所 / 四国税理士会
高松市番町2-7-12
電話 087(823)2515(代)

●発行人 / 浜崎 友二
●編集人 / 秋山 千枝
●ホームページ / <https://www.shikoku-zei.or.jp>



紫雲出山から楽しむ瀬戸内海の多島美

撮影者 観音寺支部 長田 勉

主な記事

部・委員会だより ～制度部～
情報化対策部ニュース

あなたの暮らしのそばにいる
四国税理士会



ホームページのQRコードはこちら

税の広場

民法の改正(成年年齢引下げ)に伴う贈与税・相続税の改正のあらまし

改正の概要

民法の改正により、令和4年4月1日から、成年年齢が20歳から18歳に引き下げられました。これに伴い、贈与税・相続税の規定における20歳を基準とする要件についても18歳に引き下げる税制改正が行われております。贈与・相続等の時期によって、下表のとおり受贈者や相続人等の年齢に関する要件が異なっておりますので、ご注意ください。

区 分		受贈者や相続人等の年齢要件	
		令和4年3月31日以前の贈与・相続等の場合	令和4年4月1日以後の贈与・相続等の場合
贈与税	<ul style="list-style-type: none"> ・相続時精算課税(相続税法21の9) ・住宅取得等資金の非課税等(租税特別措置法70の2、70の3、震災特例法38の2) ・贈与税の特例税率(租税特別措置法70の2の5) ・相続時精算課税適用者の特例(租税特別措置法70の2の6~70の2の8) 	その年1月1日において 20歳以上	その年1月1日において 18歳以上
	<ul style="list-style-type: none"> ・事業承継税制(租税特別措置法70の6の8、70の7、70の7の5) 	贈与の日において 20歳以上	贈与の日において 18歳以上
	<ul style="list-style-type: none"> ・結婚・子育て資金の非課税(租税特別措置法70の2の3) 	結婚・子育て資金管理契約締結の日において 20歳以上50歳未満	結婚・子育て資金管理契約締結の日において 18歳以上50歳未満
相続税	<ul style="list-style-type: none"> ・未成年者控除(相続税法19の3) 	相続等の日において 20歳未満	相続等の日において 18歳未満

Q1 私は、令和4年3月に父から現金500万円の贈与を受けました。同年10月に私は19歳になりますが、この贈与について相続時精算課税の適用を受けることはできますか。

贈与の日は令和4年3月31日以前であるところ、あなたの年齢はその年1月1日において18歳となるため、相続時精算課税の適用を受けることはできません。したがって、暦年課税により贈与税額を計算して申告することとなります。

※ 令和4年4月1日以後に受けた贈与については相続時精算課税の適用を受けることができます。

Q2 私は、祖父から令和4年2月に現金800万円を、同年6月に現金700万円の贈与を受けました。同年9月に私は19歳になりますが、適用される贈与税率はどのようになりますか。

あなたの年齢はその年1月1日において18歳となります。したがって、2月に受けた贈与については、一般税率の適用となりますが、6月に受けた贈与については、他の要件を満たせば、特例税率を適用することができます。

Q3 私(19歳)は、令和4年中に、祖母から非上場株式の贈与を受け、事業承継税制(租税特別措置法70の7の5)の適用を受けようと考えていますが、適用を受けることはできますか。

贈与の日が令和4年3月31日以前の場合はこの制度の適用を受けることはできませんが、贈与の日が令和4年4月1日以後の場合で、他の要件を満たすときは適用を受けることができます。

四国税理士共済会事業



税理士報酬専用商品

報酬口座振替システム

ご利用料金

項目	ご利用料金(別途消費税)
基本手数料(月額)	1 契約(1 振替日)につき 2,000円
委託手数料	請求 1 件につき 110円

※請求がない月には、ご利用料金は発生しません。

簡単で使いやすい

インターネットによるデータ入力での臨時報酬にも対応可能です。

報酬額に対する源泉税額・消費税額の自動計算機能を搭載

振替日は8日、22日のどちらかを選択

※振替日が金融機関休業日の場合は、翌営業日に口座振替を行います。

NSS より朗報です

- 報酬口座振替システムを「ご利用中or新規ご加入」の事務所を対象とした「関係法人用一般Eタイプ」のお取扱いを開始!
- 会員が役員である「会計法人・コンサルティング」などの法人がご利用いただけます。
- 当商品は上記報酬口座振替システムと同じ割安な料金設定!【基本手数料 2,000円+請求 1 口座につき 110円】

関与先さま向け

口座振替利用先紹介制度

- ご紹介先が口座振替をご利用いただいた場合は、会員さまに2万円の紹介手数料をお支払いいたします。
- ご利用開始3ヵ月目の請求口座数が100口座以上の場合、会員さまにさらに2万円の紹介手数料を追加支払いいたします。

ご利用料金

請求1回あたり	ご利用料金(別途消費税)
100口座未満の場合	7,500円+35円×請求口座数
100口座以上の場合	110円×請求口座数

ご利用例 (別途消費税)

請求口座数	ご利用料金	1口座あたり
30	8,550円	285円
50	9,250円	185円

※請求がない月には、ご利用料金は発生しません。

このような業種の皆さまによくご利用いただいています!



振替日は8日、22日、27日のいずれかを選択

※振替日が金融機関休業日の場合は、翌営業日に口座振替を行います。

資料のご請求はスマホでもOK!

※ご契約にあたって日本システム収納による所定の審査があります。



制度運営者
四国税理士共済会
〒760-0017 高松市番町2丁目7番12号
TEL(087)823-2515

お問合せ先
〔委託先会社〕
NSS 日本システム収納株式会社
大阪本店 〒564-8523 大阪府吹田市江坂町1-23-101 大同生命江坂ビル
TEL:06-6386-8526

新規お問合せ専用フリーダイヤル

0120-700-676
フリーダイヤル
(平日9:00~12:00、13:00~17:00)

日本システム収納

検索